

# 現計画の取組の評価（詳細）

資料3

No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.1	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(1) 生活環境の整備	①バリアフリー化の推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に沿って、障がいのあるなしに関わらず、誰もが快適で生活しやすい生活環境の整備を推進します。	バリアフリー法の対象となる建築物の建築行為の際、基準の適合について審査・指導等を実施している。	B	継続	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に沿って、障がいのあるなしに関わらず、誰もが快適で生活しやすい生活環境の整備を推進します。
No.2	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(1) 生活環境の整備	①バリアフリー化の推進	幅の広い歩道、段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設、音声案内設備等、利便性や安全性に配慮した歩行空間の整備を推進します。	街路事業や区画整理事業で道路整備する際、段差解消や、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設しており、着実に事業進捗している。 道路の移動等円滑化整備ガイドラインに基づき整備を行うが、引き続き、「バリアフリー法」や「福祉のまちづくり条例」にも配慮し、誰もが快適で生活しやすい生活環境の整備を推進する。 道路改良事業により、交通の円滑化を図るとともに、歩行者等の安全を確保するために道路の拡幅や線形改良等を行うことで、利便性や安全性に配慮した幹線道路や生活道路などの整備を行っている。	A	継続	周辺環境に応じ、段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック敷設、利便性や安全性に配慮した歩行空間の整備を推進します。
No.3	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(1) 生活環境の整備	①バリアフリー化の推進	車いす使用者用駐車施設の確保、公園等への車いす使用者用トイレ、オストメイト対応トイレの設置等、障がいのある人が外出しやすい環境整備を推進します。	新規の公園整備や老朽化した公園施設の更新において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく整備を行い、身障者用の駐車場や多目的トイレ等を設置している。 市有施設の整備においては、福祉のまちづくり条例の適合の他、専門家の意見を伺い、優れたバリアフリー施設とし、模範となるよう努めている。	A	継続	車いす使用者用駐車施設の確保、公園等への車いす使用者用トイレ、オストメイト対応トイレの設置等、障がいのある人が外出しやすい環境整備を推進します。
No.4	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(1) 生活環境の整備	①バリアフリー化の推進	公共施設の改修、改築の際は、自動ドアやスロープの設置、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用トイレ、オストメイト対応トイレの整備等、すべての人が利用しやすい施設整備を推進します。	既存施設の改修の際、福祉のまちづくり条例に適合するよう、改善整備に努めている。	A	継続	公共施設の改修、改築の際は、自動ドアやスロープの設置、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用トイレ、オストメイト対応トイレの整備等、すべての人が利用しやすい施設整備を推進します。
No.5	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(1) 生活環境の整備	①バリアフリー化の推進	「福祉のまちづくり条例」に基づき、民間施設や公共施設のバリアフリー化を推進します。	福祉のまちづくり条例の適合について、届出制度により審査・指導を行っている。	B	継続	福祉のまちづくり条例の適合について、届出制度により審査・指導をします。
No.6	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(1) 生活環境の整備	①バリアフリー化の推進	既存の対象施設をバリアフリー改修する際の補助制度の周知に努め、「福祉のまちづくり条例」の整備基準適合施設を増やします。	既存の民間対象施設を、宮崎市福祉のまちづくり条例の整備基準に適合させることを条件に整備費の一部を補助することにより、市域の対象施設のバリアフリーを促進している。	B	継続	既存の対象施設をバリアフリー改修する際の補助制度の周知に努め、「福祉のまちづくり条例」の整備基準適合施設を増やします。

No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.7	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(1) 生活環境の整備	②住環境の整備推進	公営住宅の建替えや改修においては、障がい者向けの住居を確保するとともに、すべての人が暮らしやすい設計に配慮した環境の整備に努めます。	公営住宅の建替えにおいては、手すり等の設置を設計段階から計画している。 公営住宅の改修においては、手すりや段差解消の工事を行った。	B	継続	公営住宅において、障がい者向けの住居を確保するとともに、建替えにおいてはすべての人が暮らしやすい設計に配慮した環境の整備に努めます。
No.8	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(1) 生活環境の整備	②住環境の整備推進	「あんしん賃貸支援事業」への不動産事業者の参画を働きかけるとともに、住まいに関する制度の周知や制度の利用を促進するための情報提供体制の整備を図り、障がいのある人の一般住宅への入居の円滑化を推進します。	平成29年10月の制度改正に伴い、中核市において住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録を行うことになったため、不動産事業者からの申請をもとに審査・認定作業を行っている。	B	継続	セーフティネット住宅への登録を働きかけるとともに、住まいに関する制度の周知や制度の利用を促進するための情報提供体制の整備を図り、障がいのある人の一般住宅への入居の円滑化を推進します。
No.9	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(1) 生活環境の整備	②住環境の整備推進	在宅の障がいのある人の快適な生活を支援するため、住宅改修費の助成を行います。	在宅の重度障がい児・者を対象に、住居のバリアフリー化のための改修費を助成することにより、在宅福祉の増進に努めている。	A	継続	在宅の重度障がい児・者を対象に、住宅改修費を助成します。また、本事業について市ホームページなどを活用し、積極的な周知に努めます。
No.10	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	①相談支援体制の充実	ホームページや広報紙、リーフレットを活用し、相談支援体制の周知・PRに努めます。	本市における総合的な相談窓口である宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センターについて、ホームページやリーフレットおよびガイドブックを用い、相談支援体制の周知を図っている。 なお、障がい児への相談支援についての周知は、別途、宮崎市自立支援協議会や庁内の関係部局等が作成するリーフレット等での案内を行っている。	B	継続	市ホームページ内容の充実やリーフレットの更新を適宜行うとともに、総合的な相談窓口のほか、障がいの特性に応じた各種窓口についても周知を図ります。
No.11	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	①相談支援体制の充実	重複障がい者や高齢障がい者等、一つの相談支援機関では対応が困難な場合もあるため、福祉・保健・教育等、関係機関のネットワーク構築を目指します。	障がい種別に関わらない総合的な相談窓口として宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センターを設置し、状況に応じて関係機関との協議や検討、あるいは研修等の場などを設けることで情報共有や連携確認を行っている。また、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制（地域生活支援拠点等）を構築した。	B	拡充	地域生活支援拠点等の機能強化を図るとともに、福祉・保健・教育等の関係機関との協力・連携を継続しながら、支援体制の強化に努めます。
No.12	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	①相談支援体制の充実	相談員や民生委員・児童委員等の資質向上を図るため、各種研修や講習会への参加を促進します。	宮崎市障がい者基幹相談支援センターにより、相談支援専門員等の知識や技術の向上を図るため、毎月研修を実施している。また、障がい福祉サービス事業所を対象に年に一度、県と合同で集団指導を行っている。 新任の民生委員・児童委員に対し、取組み内容等の説明を行っている。また、各地区において、原則月に1回定例会を開催し、地域の実情等話し合いの場を設けているが、障がい福祉にかかわる各種研修や講習会等の案内は行っていない。	C	継続	相談員や民生委員・児童委員等の資質向上を図るため、各種研修や講習会への参加を促進します。
No.13	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	①相談支援体制の充実	複雑多様化する相談や制度に的確に対応するため、専門性の高い相談員の確保や育成を図ります。	宮崎市障がい者基幹相談支援センターにおいて、新規開設した相談支援事業所への助言やバックアップ、相談支援専門員等を対象とした研修を実施することで、専門的な知識の習得を促進している。	B	継続	宮崎市障がい者基幹相談支援センターによる、相談支援事業所等への助言や研修会の開催などの支援を継続し、専門性の高い相談員の確保や育成を図ります。

No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.14	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	①相談支援体制の充実	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置し、障がい者の相談支援機能の強化を図るとともに、障がい福祉サービス事業所等、身近な相談窓口との連携を図ります。	基幹相談支援センターに相談支援専門員や、保健師、精神保健福祉士などの専門職を配置し、年間を通して、障がい者やその家族、支援者等からの相談を受け付けている。また、障がい福祉サービス事業所等への助言や、研修会の開催などを通して、連携を図っている。	A	継続	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置し、障がい者の相談支援機能の強化を図るとともに、障がい福祉サービス事業所等、身近な相談窓口との連携を図ります。
No.15	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	②福祉サービスの充実	宮崎市障がい福祉計画を踏まえ、障がいのある人の状況等に応じたサービスの提供が図られるよう努めます。	相談支援専門員等の関係機関と情報を共有し、障がい者の置かれている環境や障がい特性の把握に努め、障がい福祉サービスの支給決定を行っている。一方で、支給決定に必要なサービス等利用計画を作成する相談員の確保が課題となっている。	B	拡充	宮崎市障がい福祉計画を踏まえ、障がいのある人の状況等に応じたサービスの提供が図られるよう努めます。
No.16	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	②福祉サービスの充実	公平・公正で透明性のある福祉サービスの支給決定を行います。	宮崎市支給決定基準に基づき障がい福祉サービスの支給決定を行っている。厚生労働省の通知の趣旨や内容を踏まえ、具体的な支援内容（利用意向）を把握した上で、介護サービスとの併給も含め、申請者が必要としている障がいサービスの支給決定の可否を判断している。	B	拡充	申請者の環境や心身の状況、本人の意向の把握に努め、個別に判断を行います。宮崎市支給決定基準の見直しを行い、障がいが必要としている障がい福祉サービスの利用がスムーズに行えるよう分かりやすい表記に努めます。
No.17	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	②福祉サービスの充実	福祉サービス事業所に対する研修を行い、サービス全体の質の向上を図ります。	障がい福祉サービス事業所を対象に年に一度、県と合同で集団指導を開催し、実地指導の振り返りポイントや、国の制度改正に伴う新たな取組について研修を行っている。また、基幹相談支援センターや自立支援協議会において、事業所向けの研修を行っている。一方で、事業所に対する苦情や指定取消に及ぶ行為等は多発しており、研修回数や内容を検討する等、サービス全体の質の向上を図る必要がある。	C	拡充	福祉サービス事業所に対する研修を行い、サービス全体の質の更なる向上を図ります。
No.18	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	②福祉サービスの充実	生活介護や就労継続支援B型事業所等の日中活動の場の確保を図ります。	生活介護や就労継続支援B型事業の開所に際しては、総量規制を設けつつ事業所の選考を行っており、質の高い事業所の指定を行っている。一方で、重心障がい者が医療的ケアの必要な障がい者を受け入れることが出来る施設は限られていることから、医療的ケア等が行える施設が求められる。	B	継続	生活介護や就労継続支援B型事業所等の日中活動の場の確保を図ります。
No.19	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	②福祉サービスの充実	精神障がい者や難病患者等「制度の谷間」におかれている人の福祉サービスの利用について検討します。	障がい者手帳の有無に関わらず、障害者総合支援法に基づき、各種サービスを提供している。窓口もしくは基幹相談支援センターにて一般相談を実施し、個々のニーズを聴き取り必要な対応を行っている。一方で、発達障がいや高次脳機能障がいを含む精神障がいや難病患者等については、福祉サービスの制度に関して十分に周知が進んでいるとは言えない状況である。	B	拡充	発達障がいや高次脳機能障がいを含む精神障がいや難病患者等が、特性に応じた適切なサービスが利用できるように必要な支援のほか環境整備に取り組みます。
No.20	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	②福祉サービスの充実	障がいのある人にとって利用しやすいサービスを目指し、実情に応じた地域生活支援事業の実施に努めます。	障がい児者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支事業の必須事業のみならず、任意事業にも積極的に取り組み、支援を行っているが、国及び県における補助率が低く、本市においての財政負担が年々重くなっている。	A	継続	障がい児者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、引き続き、地域生活支事業及び地域生活支援促進事業を実施しながら支援します。

No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.21	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	②福祉サービスの充実	高齢の障がいのある人に対しては、関係機関との連携を図り、高齢者施策と一体的にサービスの提供が図られるよう努めます。	厚生労働省の通知の趣旨や内容を踏まえ、具体的な支援内容（利用意向）を把握した上で、申請者が必要としているサービスの支給決定の可否を判断しているが、介護サービスとの供給やケアマネージャーとの連携等に課題がみられる。	C	継続	支援が途切れることなく、スムーズな手続きが行えるよう関係機関との連携に努めます。福祉専門職等の支援者や窓口対応をする関係機関に研修を行い、誰もが同様の支援・説明が受けられるよう窓口対応向上に努めます。
No.22	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	③地域移行支援	障がいや、障がいのある人への理解を深めるための広報・啓発活動の充実を図るとともに、福祉サービスの利用支援も含めて障がいのある人やその家族をサポートしていく地域づくりを推進します。	民間事業所や学校等に対し、「ふれあい福祉体験研修事業」として、福祉講話や車いす等の体験研修の講師を派遣している。共生社会の実現に向けて、「共生社会ホストタウン推進事業」において、市民に向けた心のバリアフリー研修や障がい者スポーツ体験等を行い、理解啓発を行っている。また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、基幹相談支援センターを中核機関とした地域生活支援拠点等を整備し、地域の社会資源の連携体制の構築など、機能強化に取り組んでいる。	B	継続	障がいや、障がいのある人への理解を深めるための広報・啓発活動の充実を図るとともに、福祉サービスの利用支援も含めて障がいのある人やその家族をサポートしていく地域づくりを推進するとともに、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を実施しながら、引き続き、機能の充実を図ります。
No.23	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	③地域移行支援	退院・退所可能な障がいのある人が、本人の意向による地域での生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進します。	地域移行支援や地域定着支援を支給決定することで、社会参加に向けた支援を行っている。緊急時の障がい福祉サービスの利用や障がい福祉サービスの体験利用に繋がるよう地域生活支援拠点等としての取組みを進めているが、宮崎市障がい福祉計画における見込値との乖離があるなど、更なる推進が必要である。	C	拡充	地域生活支援拠点等が担う機能の評価・検証を行い、制度の活用や不足する支援の拡充、及び地域全体への周知を行っていきます。公的支援以外の資産確保に向けた取り組みを検討し、障がい者の生活を地域全体で支える体制を構築します。
No.24	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	③地域移行支援	入所・入院している障がいのある人の地域移行を推進するとともに、障がいのある人が単身でも地域で暮らしていけるようにするため、在宅支援やグループホーム等の充実を図ります。	日中サービス支援型GHについて、積極的な整備を図っている。	B	拡充	入所・入院している障がいのある人の地域移行を推進するとともに、障がいのある人が単身でも地域で暮らしていけるようにするため、在宅支援やグループホーム等の充実を図ります。
No.25	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	③地域移行支援	退所・退院に向けた地域の住まいでの体験等、障がいのある人の地域移行のための支援を検討します。	地域生活支援拠点等の1つの機能である「体験の機会・場」を設け、受け入れできる事業所の登録を行い、市ホームページで公開し、地域移行のための支援の取り組みの1つとして実施している。	B	拡充	地域生活支援拠点等の運用状況の評価・検証を行いながら、障がいのある人の地域移行支援に取組みます。保健、医療及び福祉関係者の連携による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
No.26	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	③地域移行支援	地域住民への精神疾患に関する普及啓発や訪問相談支援を行うことで、早期対応・重症化予防に努めるとともに、地域の関係機関や精神医療機関等との連携の強化を推進していきます。	相談窓口一覧や精神科医療機関一覧を作成し、市民や相談機関に配付するとともに、ゲートキーパー養成講座や家族教室等を通して正しい知識や対応方法の普及啓発を実施している。また、相談を受けた場合、関係機関と連携し、適切な支援に繋いでいる。また、本市における障がいに関する総合的な相談窓口である宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センターでは、地域の関係機関や精神医療機関との連携を図っている。	A	継続	精神疾患を抱える方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、引き続き地域の関係機関と連携しながら相談支援等を行っています。

No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.27	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	④わかりやすい情報の提供	広報紙やホームページ等の広報媒体において、障がいのある人の特性に配慮したわかりやすい内容や表現に努めます。	広報紙は、点字版やCD版による情報提供を行っている（点字広報(毎月1回発行)B5判・100部/月、声の広報(毎月1回発行)CD・80枚/月)。また、ホームページで記者会見の様子を伝える際には、手話通訳を導入している。	A	継続	広報紙やホームページ等の広報媒体において、障がいのある人の特性に配慮したわかりやすい内容や表現に努めます。
No.28	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	④わかりやすい情報の提供	福祉サービスや制度に関する情報について、情報を入手しやすい環境の整備を図るとともに、障がいのある人の状況に応じた情報提供の方法を検討します。	ホームページにおいて最新の情報を提供しているほか、障がい福祉に関する各種制度を記載した「障がい者福祉ガイドブック」を毎年度作成し、窓口等で配付している。	B	拡充	障がい福祉サービスに関する説明資料等において、障がいのある方の特性に配慮したわかりやすい内容や表現に努めます。サービス提供事業所の支援内容や支援環境等を公表し、誰もが同じように福祉に関する情報を入手できる環境の整備を行います。
No.29	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(2) 生活支援の充実	④わかりやすい情報の提供	聴覚・言語・音声機能等に障がいのある人が、日常生活の中で必要な情報を得ることができるよう、コミュニケーション支援事業の周知に努めます。	情報保障・コミュニケーション支援事業を実施するにあたって各種団体と連携しながら、市広報紙の手話ビデオによる映像化や点字化により提供するほか、通訳者や要約筆記者の派遣による支援事業の周知を図っている。	B	継続	聴覚・言語・音声機能等に障がいのある人が、日常生活の中で必要な情報を得ることができるよう、市ホームページや市広報、SNS、あるいは、各種当事者他団体等と連携を図りより広く周知できるよう努めます。
No.30	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(3) 権利擁護の推進	①人権擁護の推進	市民や事業者、関係団体に対して、虐待防止に関する啓発活動を行います。	出前講座に障がい者虐待防止に関するメニューを掲載しており、依頼に応じて啓発活動を行っている。また、障がい者虐待防止にかかるリーフレット等を購入し、事業者等へ配付を行っている。その結果、虐待防止に関する知識や意識等は高まっており、通報件数も年々増加しているものの、出前講座への申込件数は年に1～2団体程度であり、更なる周知啓発が求められている。	B	継続	市民や事業者、関係団体に対して、虐待防止に関する啓発活動を行います。
No.31	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(3) 権利擁護の推進	①人権擁護の推進	虐待の防止・早期発見、虐待を受けた障がいのある人に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援、サービス事業所への指導等、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。	宮崎市虐待防止センターにおいて、適宜、虐待に関する通報や相談への対応を行っている。障がい者だけでなく、養護者への支援も行っており、障がい者福祉施設従事者等による虐待の際は、事業所への指導を行っている。	A	継続	虐待の防止・早期発見、虐待を受けた障がいのある人に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援、サービス事業所への指導等、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。
No.32	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(3) 権利擁護の推進	①人権擁護の推進	虐待に関する通報や相談への対応、虐待が発生した時の一時保護等、虐待が起きた場合に適切に対応できる体制づくりを構築します。	宮崎市虐待防止センターにおいて、適宜、虐待に関する通報や相談への対応を行っている。一時保護については、事業所に対し受入れの可否の照会を行い、スムーズな保護に努めている。	A	継続	虐待に関する通報や相談への対応、虐待が発生した時の一時保護等、虐待が起きた場合に適切に対応できる体制づくりを構築します。
No.33	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(3) 権利擁護の推進	①人権擁護の推進	人権尊重に関する啓発を行うためのイベント等を開催します。	人権尊重に関する研修等は定期的に行っており、1つのテーマとして、障がい者への人権尊重に関する研修等を行っている。	B	継続	人権尊重に関する啓発を行うためのイベント等を開催します。
No.34	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(3) 権利擁護の推進	②成年後見制度の活用	広報紙による情報発信等により、成年後見制度や宮崎市社会福祉協議会が提供する日常生活自立支援事業の周知を図ります。	成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する周知については、窓口でのパンフレットの設置や、市民や福祉関係者への出前講座等の実施により、一定程度の成果が得られていると考えるが、より多くの方に制度を知ってもらうため、更なる周知・広報を行う必要がある。	B	拡充	成年後見制度について、市民や福祉関係者等を対象とした出前講座や研修会等を実施します。また、情報発信のため、成年後見制度に関する市のホームページの内容を見直します。

No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.35	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(3) 権利擁護の推進	②成年後見制度の活用	市民後見人を養成します。	令和2年度に2名、令和3年度に2名の市民後見人が家庭裁判所より選任され、令和3年度末時点で4名の市民後見人が活動している。今後は、市民後見人の活動支援や市民後見人について周知・広報を行う必要がある。	B	継続	宮崎市社会福祉協議会と連携・協力を図りながら、市民後見人の養成、市民後見人の活動支援を行います。
No.36	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(4) 医療体制の充実	①早期相談・早期支援体制の整備	宮崎市総合発達支援センターを拠点として、保健・医療・福祉・教育との連携を強化し、早期相談・早期支援並びに療育体制の充実に向けたシステムづくりに努めます。	宮崎市総合発達支援センター（診療・通所・相談）を拠点として、保健・医療（幼児健診・発達相談）、福祉（自立支援協議会）、教育（就学相談）との連携を図り、早期相談・早期支援を行い、療育体制の充実を図っている。総合発達支援センターの療育に繋がるまで5か月程度の待機期間が発生しているため、それまでの間、地区保健師、心理相談員や保育所等訪問等による支援体制づくりに取り組んでいることである。	B	継続	宮崎市総合発達支援センターを拠点として、保健・医療・福祉・教育が連携し、早期相談・早期支援並びに療育体制の充実に努めます。
No.37	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(4) 医療体制の充実	①早期相談・早期支援体制の整備	早期に必要な関係機関からの支援が受けられるよう、妊婦健康診査、乳幼児健診、訪問指導等を推進します。	妊婦健康診査、乳幼児健診は、妊娠届出受理時に受診券を交付し、委託した医療機関で実施している。妊産婦や新生児・乳幼児のうち訪問指導が必要と認められる者へ訪問指導を実施している。	A	継続	早期に必要な関係機関からの支援が受けられるよう、妊婦健康診査、乳幼児健診、訪問指導等を推進します。
No.38	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(4) 医療体制の充実	①早期相談・早期支援体制の整備	早期相談・早期支援体制において、重要な役割を果たしている保健師・相談支援専門員・保育士等の専門職に研修の機会を提供し、専門性の向上に努めます。	近年はコロナ禍にあり、研修の機会が少ないが、保健師においては、専門機関や他の専門職からの情報や意見を収集した際は、保健師間での情報共有を図るようにしている。また、日頃から自己研鑽に取り組み、専門性の向上に努めている。宮崎市障がい者基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員等の知識や技術の向上を図るため、毎月研修を実施するとともに、障がい福祉サービス事業所を対象に年に一度、県と合同で集団指導を行っている。	B	継続	早期相談・早期支援体制において、重要な役割を果たしている保健師・相談支援専門員・保育士等の専門職に研修の機会を提供し、専門性の向上に努めます。
No.39	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(4) 医療体制の充実	①早期相談・早期支援体制の整備	宮崎県身体障害者相談センター等の専門性の高い機関との連携を図るとともに、早期支援につながるよう、支援機関の周知に努めます。	補装具の給付にあたって専門的な判断を要する際、身体障害者更正相談所である宮崎県身体障害者相談センターと連携を図ることで、速やかな支援に努めている。	A	継続	宮崎県身体障害者相談センター等の専門性の高い機関との連携を図るとともに、早期支援につながるよう、支援機関の周知に努めます。 なお、同センターは高次脳機能障がいの総合相談・支援拠点機関としての機能も有していることから、連携を図ることで支援に努めていきます。
No.40	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(4) 医療体制の充実	②医療・リハビリテーション体制の充実	医療給付・助成事業を継続して実施し、障がいのある人の医療費負担の軽減を図ります。	小児慢性特定疾病医療受給者証や自立支援医療受給者証（育成医療）所持者に対して医療費の助成を行っている。重度心身障がい者医療費助成事業においては、重度心身障がい者の医療費の医療費の助成を行っている。	A	継続	医療給付・助成事業を継続して実施し、障がいのある人の医療費負担の軽減を図ります。
No.41	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(4) 医療体制の充実	②医療・リハビリテーション体制の充実	障がいのある人の特性等に適切に対応したリハビリテーションを提供するため、保健・医療・福祉が連携した支援体制づくりを推進します。	障がいの特性等に適したリハビリテーションが提供できるよう、相談支援専門員を中心に、保健・医療・福祉が連携しながら支援体制づくりに取り組んでいる。新型コロナウイルス感染症の影響により、各支援事業所は運営方法や内容を変更・工夫しながら取り組んでいることである。	B	拡充	障がいのある人の特性等に適切に対応したリハビリテーションを提供するため、保健・医療・福祉が連携した支援体制づくりを推進します。

No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.42	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(5) 防犯・防災の充実	①防犯・交通安全対策の整備	警察・地域・市民団体等と連携し、防犯に関する啓発活動やパトロールを行うなど、犯罪や事故が発生しにくい環境づくりを推進します。	<実施状況> 警察、関係機関、地域団体と連携し、防犯や交通安全に関する啓発活動等を実施している。 <課題> 刑法犯罪は減少傾向にあるものの一定数認知されており、また、交通事故発生件数も減少傾向にあるものの交通事故死者数が高止まりの状態である。	B	継続	警察・関係機関・地域団体と連携し、防犯や交通安全に関する啓発活動を行うなど、市民が安全に安心して生活できる地域社会の実現を図ります。
No.43	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(5) 防犯・防災の充実	①防犯・交通安全対策の整備	障がいのある人に対して、悪質商法に関する情報の周知及び相談体制の充実を図ります。	「宮崎市消費者トラブル防止ネットワーク会議」において、関係団体に対し消費者トラブルに関する情報提供を行っている。また、関係団体と連携し、円滑な相談体制の充実に努めている。	B	継続	障がいのある人に対して、消費者トラブルに関する情報の周知及び相談体制の充実を図ります。
No.44	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(5) 防犯・防災の充実	①防犯・交通安全対策の整備	関係機関等と連携し、交通安全教育を行います。	<実施状況> 交通弱者である障がい者等が関与した交通事故を防止するため、交通弱者交通安全教室事業を実施し、交通安全教育を推進している。 <課題> 多くの障がい者等に対する交通安全意識の啓発が必要である。	B	継続	関係機関等と連携し、交通安全教室を実施します。
No.45	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(5) 防犯・防災の充実	②防災対策の整備	「災害時要援護者防災行動マニュアル」等を活用して、防災知識の普及・啓発を図ります。	H27年に「要配慮者防災行動マニュアル」を策定し、出前講座や窓口配布等により、周知を行い、要配慮者の防災について啓発を行っている。 令和3年度は、自立支援協議会において災害に関する研修会を実施し、防災知識の普及・啓発を図った。	B	継続	災害対策基本法等の改正等があった場合、適宜「要配慮者防災行動マニュアル」の修正を行い、啓発を継続する。
No.46	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(5) 防犯・防災の充実	②防災対策の整備	災害時要援護者の登録について、宮崎市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との連携強化を図ります。また、災害時要援護者登録情報と見守りネット台帳の情報の共有を図ります。	災害対策基本法の改正により、登録制の「災害時要援護者制度」から地域防災計画に定めた要件に該当したものが記載される「避難行動要支援者名簿」として運用し、地域の避難支援等関係者との情報の共有を図っている。	B	継続	災害対策基本法及び宮崎市地域防災計画に基づき、地域の避難支援等関係者との情報の共有を図る。
No.47	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(5) 防犯・防災の充実	②防災対策の整備	「個別避難支援計画書作成マニュアル」を活用し、一人暮らしの障がいのある人や災害時に支援が必要な障がいのある人の安全・安否確認を行うとともに、各障がいの特性に配慮した災害・防災情報の伝達ができるよう、地域における連携を強化し、地域住民を中心とした支援体制の構築を推進します。	避難行動要支援者名簿や個別避難計画書を地域の支援者である自治会や民生委員等と共有し、日ごろから災害時に自力で避難が困難な方について、各地域ごとに把握しているものの、計画書の作成率の低さが課題となっているため、モデル事業を実施し、作成を進める。	C	拡充	災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に個別避難計画の作成が市町村へ努力義務化されたことから、地域の避難支援体制の構築を継続するとともに、作成にかかる優先度の設定や福祉専門職の活用を図り、より実効性の高い個別避難計画の作成を目指す。
No.48	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(5) 防犯・防災の充実	②防災対策の整備	災害時に備え、医療機関、障がい者団体との連携を強化し、障がいのある人に対する災害時の支援体制づくりを推進します。	自立支援協議会において、災害に関する研修を実施する等、団体を越えた連携が成されている。 また、毎年、障がい者団体からの要望の場で挙げられる障がい児者に対する災害時支援について、支援体制の状況報告など意見交換を実施している。	B	拡充	障がい者団体や関係機関と連携しながら、障がい児者に対する災害時の支援体制づくりを強化する。
No.49	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(5) 防犯・防災の充実	②防災対策の整備	災害時要援護者に配慮した避難所や備蓄品の整備を図り、障がいのある人の安全を確保します。	指定避難所に関しては、毎年、施設宛に現況調査を行い、障がい者トイレやスロープの有無について確認し、障がいのある人の安全の確保に努めており、紙おむつやおかゆなどの備蓄も進めている。 一方、福祉避難所に関しては、量的な確保及び運営方法等の検討が今後の課題である。	C	拡充	要配慮者に配慮した避難所や備蓄品の整備を図り、障がいのある人の安全を確保します。

No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.50	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(5) 防犯・防災の充実	②防災対策の整備	指定避難所配備職員に対して、障がいのある人の種別や程度によって配慮すべき点があることについての啓発を行います。	配備職員説明会にて、障がいのある方を含む要配慮者には、状況に応じて配慮が必要であることの説明を行い、啓発に努めています。	B	継続	指定避難所については、配備職員説明会にて、障がいのある方を含む、要配慮者には状況に応じて配慮が必要であることの説明を引き続き行います。
No.51	基本目標1 安全で安心して暮らしていくために	(5) 防犯・防災の充実	②防災対策の整備	福祉避難所のさらなる充実を図ります。	民間の社会福祉施設等を福祉避難所として活用する目的で、施設の使用や福祉避難所としての運営に関して、施設管理者の協力を要請するため、協定福祉避難所の量的確保を行っているが、大規模災害時の開設の在り方についての整理は十分でない。	C	拡充	民間の社会福祉施設等の協力のもと、福祉避難所の量的確保を継続して行います。
No.52	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(1) 余暇支援の充実	①レクリエーション・文化活動等の振興	障がいのある人のスポーツ・文化活動を支援する市民団体の活動を支援するとともに、団体間のネットワークづくりに努めます。	「視覚障害者マラソン宮崎大会」の事務局である、国際視覚障害者マラソン協会に対して運営費補助を行っている。 宮崎市障がい者体育センターでは、障がい者及び障がい者の所属する団体に対して、利用料の減免を行い活動の支援を推進している。 創作的活動や生産活動の場の機会の提供を行う地域生活支援センターⅢ型に対し、その活動に要する費用の一部を助成している。	B	継続	障がい者のスポーツ・文化活動を支援する市民団体の活動を支援するとともに、コロナ等の感染拡大防止に配慮しながら、団体間のネットワークづくりに努めます。
No.53	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(1) 余暇支援の充実	①レクリエーション・文化活動等の振興	余暇活動を支援する団体やボランティアの育成を支援します。	「宮崎市民活動センター」において、登録団体宛に、補助金・助成金、各種イベントや講座の案内を行っている。 市民活動やボランティアに関する講座や、団体設立・運営の相談等の支援、団体とボランティアとのマッチングを行っている。また、交流促進のためのイベント等を開催している。 創作的活動や生産活動の場の機会の提供を行う地域生活支援センター（Ⅰ型・Ⅲ型）に対し、委託やその活動に要する費用の一部を助成している。 また、社会福祉協議会との協力体制の下、余暇活動等に伴う外出支援の移動手段として福祉バスの運行しており、市民ボランティア参画のもと実施している。	A	継続	市民活動団体等の育成のため、補助金・助成金、各種イベントや講座の案内や相談等の支援、イベント開催等を実施します。
No.54	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(1) 余暇支援の充実	①レクリエーション・文化活動等の振興	市スポーツ大会等、市が主催する各種イベント、地域活動等については、障がいのある人が参加しやすい運営方法や環境づくりに努めます。	市が主催するスポーツイベントは性別や年齢、障がいの有無を問わずに参加できるように企画しているが、競技によっては障がいのある人が参加しづらい場合もあるため、参加対象者を幅広く意識する必要がある。	B	継続	市スポーツ大会等、市が主催する各種イベント、地域活動等については、障がいのある人が参加しやすい運営方法や環境づくりに努めます。
No.55	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(1) 余暇支援の充実	①レクリエーション・文化活動等の振興	障がいのある人の視点を踏まえたイベントの企画・立案を関係団体との連携のもとに推進します。	自立支援協議会と連携し、障がいのある人の視点を踏まえたバリアフリーイベントを開催した。 宮崎大学や自立支援協議会等と連携し、宮崎市障害者スポーツ大会を開催していたが、共生社会ホストタウン推進事業に統合される形で、現在は開催されていない状況である。	B	継続	障がいのある人の視点を踏まえたイベントの企画・立案を関係団体との連携のもとに推進します。
No.56	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(1) 余暇支援の充実	①レクリエーション・文化活動等の振興	障がいのある人の利用に配慮したスポーツ・文化施設等の整備を推進します。	安心安全なサービスを提供するための施設の維持管理、整備を行っている。 施設の管理運営を行う指定管理者と連携し、身近で利用しやすい施設づくりやサービスの向上を図っている。	B	継続	障がい者スポーツの更なる推進を図ることを目的に、障がいのある人が安全で快適に利用できる施設の管理運営に取り組みます。



No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.57	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(2) 就労支援の充実	①一般就労の充実・促進	障がい者雇用支援月間等さまざまな機会を通じて、企業の障がい者雇用に対する理解の促進に努めます。	宮崎労働局や関係機関において、事業者に対し、障がい者雇用に関する啓発や税制優遇制度の周知広報、優良事業所表彰等を行っており、市としても自治会あての文書配送やポスターの掲示等により、周知啓発を行っている。	B	継続	障がい者雇用支援月間等さまざまな機会を通じて、企業の障がい者雇用に対する理解の促進に努めます。
No.58	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(2) 就労支援の充実	①一般就労の充実・促進	引き続き障がいのある人を市職員として雇用し、障がい者雇用率の遵守に努めます。	法定雇用率を上回る人数を雇用している。また、国の障害者雇用対策基本方針に基づき、令和3年1月1日に策定した宮崎市障がい者活躍推進計画の取組を推進している。	A	継続	引き続き障がいのある人を市職員として雇用し、障がい者雇用率の遵守に努めるとともに、障がい者雇用促進法に基づく障がい者活躍推進計画における取組を推します。
No.59	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(2) 就労支援の充実	①一般就労の充実・促進	ハローワーク等の関係機関と連携を図り、就労に関する情報を一元化する体制づくりや相談支援体制の充実に努めます。	自立支援協議会において、就労支援に関する専門部会を設置し、ハローワーク等関係機関との連携を図ることにより、情報収集や会員相互の制度理解を深めている。また、障がいに関する総合的な相談窓口である宮崎市障がい者基幹相談支援センターにおいては、一般就労につながるよう障がい福祉サービスにおける就労支援制度やその利用に関する相談、情報提供などの支援を実施している。	A	継続	ハローワーク等の関係機関と連携を図り、就労に関する情報を広く収集する体制づくりや相談支援体制の充実に努めます。
No.60	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(2) 就労支援の充実	①一般就労の充実・促進	障がいのある人が安心して就労できるよう関係機関との連携のもと、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援体制の構築を推進します。	就労移行支援事業所や就労継続支援事業所と連携し、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援体制の構築に努めている。	B	継続	障がいのある人が安心して就労できるよう関係機関との連携のもと、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援体制の構築を推進します。
No.61	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(2) 就労支援の充実	②福祉的就労の充実	就労の場の確保や能力向上のため、就労支援事業所との連携を図ります。	就労サービスの支給については、適切な支給決定に努めており、宮崎市障がい福祉計画の数値目標は概ね順調に推移している。また、宮崎市民プラザ内に設置するカフェスペースにおいては、就労支援事業所の中から運営事業所を選定し、就労の場の確保や利用者の能力向上に努めている。	B	継続	就労の場の確保や能力向上のため、就労支援事業所との連携を図ります。
No.62	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(2) 就労支援の充実	②福祉的就労の充実	障がいのある人の特性に応じた職場環境づくりを推進します。	各事業所において、障がいのある人の特性に応じた職場環境づくりに努めている。特に、近年は就労系サービスにおいて、障がいを理由に通所が困難な方を対象に、在宅支援を拡充するなど、柔軟な働き方を認めている。	B	継続	障がいのある人の特性に応じた職場環境づくりを推進します。
No.63	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(2) 就労支援の充実	②福祉的就労の充実	製品の開発や販路拡大を通して、就労者の工賃アップを支援するため、関係機関と連携して情報交換等を行う場を設けます。	障がい者に生産活動を提供する団体から構成される一般社団法人わくわくネットワークに対し、製品企画開発や請負業務受注促進、製品販売に関する事業に要する費用を助成することにより、就労者の工賃アップを支援している。また、団体との意見交換の場を持つことで実情の把握に努めている。	B	継続	関係機関との情報交換や、製品開発、販路拡大のための支援を行い、障がい者の工賃向上への支援に取組みます。

No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.64	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(2) 就労支援の充実	②福祉的就労の充実	事業所と連携し、製品を販売する場やPR等の取組みを支援します。	障がい者に生産活動を提供する団体から構成される一般社団法人わくわくネットワークに対してその活動に要する費用を助成している。このことにより同法人において、複数の事業所で生産された製品を取りまとめ、商業施設での出店や単独での販売会、カタログの作成を行い製品を販売する場の確保等を行っている。また加盟団体の活動を紹介する専用のホームページを作成するなどの取組みを行い、PRが図られている。	B	継続	関係機関との情報交換や、製品開発、販路拡大のための支援を継続して行い、障がい者の工賃向上を図り、製品を販売する場やPR等の取組みを支援します。
No.65	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(2) 就労支援の充実	②福祉的就労の充実	就労支援施設等からの物品等の購入や施設清掃・管理業務等の委託等に努めます。	毎年度就労支援施設等からの物品等の購入にかかる調達方針の作成を行い、目標額の設定を行っており、平成30年度及び令和2年度実績においては、目標額を上回っていたが、それ以外の年度では目標額を下回った。提供可能な物品一覧や特定随意契約対象者名簿を公表しているが、掲載を希望していない事業所がまだ数多くあるため、更なる周知を行う必要がある。	B	継続	就労支援施設等からの物品等の購入や施設清掃・管理業務等の委託等に努めます。
No.66	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(3) 自立支援の推進	①社会的自立の推進	地域に密着したイベントの企画・PRを推進し、障がいのある人が積極的に社会に参加しやすい環境づくりを推進します。	心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現を目指して「宮崎市文化芸術基本条例」を施行し、文化芸術活動を行う方の自主的な活動を促進していくとともに、障がいの有無にかかわらず文化芸術を鑑賞、参加、創造することができるような環境づくりを行っている。	B	継続	「宮崎市文化芸術基本条例」の周知啓発に努めながら、文化芸術活動を行う方の自主的な活動を促進していくとともに、障がいの有無にかかわらず文化芸術を鑑賞、参加、創造することができるような環境を整備します。
No.67	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(3) 自立支援の推進	①社会的自立の推進	障がいのある人の経済的な安定や負担軽減を図るため、各種助成制度や割引制度の広報・周知に努めます。	宮崎市ホームページに掲載し、周知している。また、各種制度や手続き等をまとめた「障がい者福祉ガイドブック」を作成し、窓口等で配付している。	A	継続	障がいのある人の経済的な安定や負担軽減を図るため、各種助成制度や割引制度の広報・周知に努めます。
No.68	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(3) 自立支援の推進	①社会的自立の推進	障がいのある人の社会的自立を支える相談支援体制づくりに努めます。	基幹相談支援センターは障がい種別に関わらず、障がい者やその家族、支援者等から相談を受け付け、それぞれのニーズに応じた支援・対応を行っている。また、相談支援体制の充実のため、医療機関や民生委員・児童委員への障がいに関する理解・啓発活動を行うなど、各種関係機関との連携や研修を開催している。	B	継続	障がいのある人の社会的自立を支える相談支援体制づくりの強化に努めます。
No.69	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(3) 自立支援の推進	①社会的自立の推進	視覚障がい者及び聴覚障がい者の社会参加を促進するため、適切な情報提供手段・コミュニケーション支援の充実に努めます。	視覚障がい者の社会参加を促進するための各種教室の開催や、聴覚障がい者の社会生活における意思疎通の支援のため、手話通訳者・要約筆記者の養成や派遣を行っているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種取組が十分なものとなっていない。	B	継続	感染症対策を考慮しながら視覚障がい者及び聴覚障がい者の社会参加を促進するため、適切な情報提供手段・コミュニケーション支援の充実に努めます。

No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.70	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(4) 教育・療育支援の充実	①家庭・地域における早期支援体制の充実	すべての子どもが必要な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携できる体制の構築に努めます。	支援が必要な子どもに対して、健診事後教室や発達相談の利用や、保健センター、保育園、幼稚園（所）、子育て支援センター、発達支援センター等さまざまな関係機関と連携を図りながら、支援体制の構築に努めている。令和3年度には、市立支援協議会（こども支援部会）において、「幼稚園・保育所（園）等と小学校の連携手引き」（引き継ぎシート）の改訂が行われた。保護者や関係機関への周知・啓発を行うことで、教育分野とのさらなる連携が期待できる。 重度心身障がい者医療費助成事業においては、障がい基礎年金が支給されない20歳未満の重度心身障がい者に対して、所得制限を設けず自己負担無しの負担軽減策を実施している。 乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援を受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討するため、「トライアングル」プロジェクトチームを発足した。課題は、学校と放課後等ディサービス事業所において、お互いの活動内容や課題等が共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず、連携できていない。	B	継続	すべての子どもが必要な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携を図ります。
No.71	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(4) 教育・療育支援の充実	①家庭・地域における早期支援体制の充実	早期に障がいを発見し、早期療育を行うことができるよう、乳幼児健診等の充実と広報・周知に努めます。	乳幼児発達相談事業については、新型コロナウイルス感染症による影響を最小限に抑えるため、感染拡大防止対策を講じ、事業運営を工夫・変更しながら実施。参加への待機が生じた場合には、その都度対応を行っている。	B	継続	対象者の発育・発達を促し、また、ニーズに沿った事業となるよう、引き続き感染拡大防止対策を講じながら、継続して事業を実施する予定です。
No.72	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(4) 教育・療育支援の充実	①家庭・地域における早期支援体制の充実	保健所・保健センターの機能充実に取り組み、早期発見・早期支援の体制強化を推進します。	保健所・保健センターでは、発達が気になる子どもの早期発見・早期支援を実現するため、健診事後教室や乳幼児発達相談を実施しており、今後の必要な支援を、保健センターの地区担当保健師や心理相談員らと一緒に検討している。 地区担当の保健師が健診事後の支援や、保護者や関係機関からの相談に対して個別対応支援を実施している。 地域自治体単体で母子地域ケア会議を実施し、保健や医療、福祉の関係機関との連携強化を図っている。 コロナ禍での幼児集団健診等の受診控えもあり、今後も未受診者へ受診勧奨が必要。 事業課や関係機関との切れ目のない連携が必要。	B	継続	コロナ禍における幼児集団健診等の未受診者への受診勧奨に努めます。 地域におけるさらなる連携強化のためにも地域ケア会議が全地域自治体で実施できるよう取り組みます。 事業課や関係機関との切れ目のない連携を推進していくために、情報共有に努めます。
No.73	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(4) 教育・療育支援の充実	①家庭・地域における早期支援体制の充実	地域における住民と子どもとの交流を通じ、日常の中で見守りが図られる関係づくりを支援します。	自治会や地域まちづくり推進委員会は、祭りなどのイベントを開催し、地域の交流を深め、関係団体と連携して登下校の見守りや防犯パトロールを行うなど関係づくりを行っている。	B	継続	地域における住民と子どもとの交流を通じ、日常の中で見守りが図られる関係づくりを支援します。

No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.74	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(4) 教育・療育支援の充実	②療育支援体制の充実	障がいのある子どもが適切な療育を受けることができるよう、早期療育の拠点と位置付ける宮崎市総合発達支援センターの機能充実、関係機関との連携強化に努めます。	宮崎市総合発達支援センターの機能拡充を図る目的で、令和3年4月に旧歯科センター建物の無償譲渡を受け、令和3年度に設計業務、開発許可申請を行い、令和4年度に改修工事の実施を予定している。また、発達支援センターの専門職員を、保健センター等で行う幼児健診や発達相談、保育園等訪問支援や就学相談等へ派遣することで、保健・福祉・教育等の関係機関との連携強化に繋がっている。	B	拡充	障がいのある子どもが適切な療育を受けることができるよう、早期療育の拠点と位置付ける宮崎市総合発達支援センターの機能充実、関係機関との連携に努めます。
No.75	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(4) 教育・療育支援の充実	②療育支援体制の充実	乳幼児期からの、障がいのあるなしに関わらない交流の機会の拡大を推進します。	地域子育て支援センターを市内に35か所開設し、未就学児親子の交流の場を提供している。	B	継続	地域の身近な場所で、未就学児親子の交流や育児相談、情報提供等を行っている地域子育て支援センターにおいて、障がいのあるなしに関わらない未就学児親子の交流の促進を図ります。
No.76	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(4) 教育・療育支援の充実	②療育支援体制の充実	障がいのある子どもの保護者同士のネットワーク構築に取り組み、保護者同士が情報交換できる環境づくりを推進します。	小児慢性特定疾病児童等交流会4回/年、長期療養児（口唇口蓋裂）交流会2回/年、未熟児交流会を毎月開催することで、保護者同士のネットワーク構築を図り、専門職からの情報提供を行っている。 新型コロナウイルス感染拡大における参加者の減少が課題であるため、オンライン開催の検討やアンケート調査によるニーズの確認を行う予定である。 自立支援協議会においては子ども支援部会を設置するなど、障がい当事者の保護者も参加しており、情報交換ができる環境となっている。	B	継続	障がいのある子どもの保護者同士のネットワーク構築に取り組み、保護者同士が情報交換できる環境づくりを推進します。
No.77	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(4) 教育・療育支援の充実	③教育体制の充実	障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた、適切な教育体制の整備に努めます。	障がいのある児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な支援・指導を行うために支援員等を配置し、学校全体で行う組織的支援を図った。課題としては、支援員の人材確保と校内支援体制をさらに構築していく必要がある。 また、医療的ケアが必要な児童が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉などの関連分野の支援を受けられるために、コーディネーターを配置し、相談支援や関係機関による会議等を実施している。	B	拡充	支援員等の適切な配置を行うとともに、各学校が組織的に取り組む校内支援体制の整備を図っていくとともに、障がいのある子どもが保健、医療、福祉など関連分野の支援を受けられるよう、教育分野とも連携しながら、支援します。
No.78	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(4) 教育・療育支援の充実	③教育体制の充実	特別支援教育に関わる教職員や関係者への研修を充実させ、資質の向上に努めます。	特別支援教育に携わる教職員だけでなく、管理職を含めた全職員への研修等を実施している。課題としては、組織的な支援体制が十分でない学校もあり、なお一層の理解・啓発が求められる。	B	継続	今後も、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加が見込まれることから、特別支援教育に関する教職員の理解をさらに高め、指導力の向上を図るための研修等を実施します。

No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.79	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(4) 教育・療育支援の充実	③教育体制の充実	教育現場において、障がいのある子ども一人ひとりの特性とニーズに対応できる相談体制の充実に努めます。	教育相談センターにて、就学相談員4名、特別支援教育アドバイザー（心理士）1名を配置し、定期相談、巡回相談を実施している。課題としては、アドバイザーが新規採用となったため、業務に対する負担増が見込まれる。	A	継続	アドバイザーをはじめとする就学相談員への適切な業務に関する役割分担を行うことで、就学相談の充実を図り、就学前から高等学校入学までの引継ぎ等の校内支援体制を充実させるために、個別の教育支援計画の活用状況を学校支援訪問時に確認したり、必要に応じて提出を求めていくとともに引継ぎ等の好事例を各学校に発信します。
No.80	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(4) 教育・療育支援の充実	③教育体制の充実	発達に気になる子どもたちに対して、子どもの教育的ニーズに応えられるように、指導のノウハウを持った関係機関と連携を図りながら、適切な対応を行うことに努めます。	小中学校のエリアコーディネーター及び特別支援学校のチーフコーディネーター等や発達支援センター等との関係機関と連携を図りながら、児童生徒一人一人のニーズに合わせた適切な対応を行った。課題としては、校内での支援体制が十分でないまま、関係機関につなごうとする実態があった。	B	継続	引き続き、関係機関と連携を図りながら、適切な対応を行っていく。また、各学校で組織的な校内支援体制のもと、個に応じた支援・指導が十分に図られた上で関係機関と連携を図っていくよう促します。
No.81	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(4) 教育・療育支援の充実	③教育体制の充実	卒業後も適切な支援体制が継続されるよう、関係機関との連携を図ります。	学校と相談支援専門員は、適宜連携を図っており、一人ひとりに合った支援が実現できるよう努めている。また、学校卒業後においても、様々な人々と助け合い支えあって生きていく力となるため、交流及び共同学習を行う。	B	継続	特別支援学校等との連携を継続して取り組むとともに、引き続き出前講座等を通して、障がい理解に関する啓発活動を実施しています。
No.82	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(4) 教育・療育支援の充実	③教育体制の充実	障がいのある子どもが安心して就学できるよう、学校施設のバリアフリー化を年次的・計画的に推進します。	下肢等に障がいのある児童生徒個々の状況に応じた段差解消や障がい者トイレの整備を行った。	A	継続	障がいのある子どもが安心して就学できるよう、学校施設のバリアフリー化を年次的・計画的に推進します。
No.83	基本目標2 自立と社会参加を進めるために	(4) 教育・療育支援の充実	③教育体制の充実	障がいのある子どもがさまざまな人とふれあうことができる教育体制の構築を整えていくよう努めます。	医療的ケアが必要な児童が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉などの関連分野の支援を受けられるために、コーディネーターを配置し、相談支援や関係機関による会議等を実施している。また、共生社会の形成に向けた人づくり推進のため、特別支援学校と居住地交流を行う。	B	継続	引き続き、障がいのある子どもが保健、医療、福祉など関連分野の支援を受けられるよう、教育分野とも連携しながら、支援していく。
No.84	基本目標3 とともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	①福祉に関する教育の推進	障がいのある人やその家族の体験を講話等で伝えるなど、効果的な福祉教育を推進します。	民間事業所や学校等に対し、「ふれあい福祉体験研修事業」として、福祉講話や車いす等の体験研修の講師を派遣している。宮崎市自立支援協議会では映像資料を作成し、当事者やその家族、支援者等が参加する場で上映するなど、理解啓発を図っている。また、宮崎大学との連携協定を締結し、学生の教育課程のなかで当事者からの話を聴くことができるよう連携体制を構築し、学びの場を提供している。	B	継続	障がいのある人やその家族の体験を講話等で伝えるなど、効果的な福祉教育を推進します。
No.85	基本目標3 とともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	①福祉に関する教育の推進	幼少期や学校等において、障がいのあるなしに関わらず、子どもがともに学ぶ機会を増やします。	インクルーシブ教育の観点より、障がいのあるなしに関わらず、共に学ぶ機会を増やすために、支援員等の配置を行っている。（例：下肢等に障がいがあり、学習補助や生活の介助等が必要な児童生徒へ生活・学習アシスタントを配置している。）課題は、支援員を希望する人材が少ないことである。	A	継続	幼少期や学校等において、障がいのあるなしに関わらず、子どもがともに学ぶ機会を増やすため、引き続き、支援員の配置等を行います。また、人材確保のため、継続して支援員の募集を行います。

No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.86	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	①福祉に関する教育の推進	障がいのある人に対する理解を深めるため、福祉読本等を活用し、小中学校の「総合的な学習の時間」等における福祉教育を推進します。	小中学校の「総合的な学習の時間」等においては、車いす体験や手話での講話、ハンディキャップ体験等を実施している。例年は、高齢者福祉施設を訪問したり、特別支援学校との交流も行っていたが、新型コロナ感染拡大防止により中止を余儀なくされている状況である。	B	継続	新型コロナ感染拡大防止により、高齢者福祉施設をはじめとする、校外活動の実施は困難と予想される。(今後の状況の見極めが必要)しかし、その他においては、引き続き取り組んでいく予定です。
No.87	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	①福祉に関する教育の推進	子どもから大人までの幅広い世代に対して、手話や点字に接し、学ぶ機会が広がるよう努めます。	概ね18歳以上の方を対象に手話奉仕員等養成事業を実施し、手話を学ぶ機会の提供に努めている。より幅広い世代に対して、手話や点字に接し、学ぶ機会を提供する必要がある。	B	継続	子どもから大人までの幅広い世代に対して、手話や点字に接し、学ぶ機会が広がるよう努めます。
No.88	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	①福祉に関する教育の推進	障がいのある人との交流・ふれあいや福祉に関する体験を通して障がいのある人に対する理解を深めます。	民間事業所や学校等に対し、「ふれあい福祉体験研修事業」として、福祉講話や車いす等の体験研修の講師を派遣している。共生社会ホストタウン推進事業等において、あすチャレ!スクールを実施し、市内の小中学校を対象に、元パラリンピックアスリートを招き、障がい者スポーツ体験を行い、理解啓発に務めている。	B	継続	障がいのある人との交流・ふれあいや福祉に関する体験を通して障がいのある人に対する理解を深めます。
No.89	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	①福祉に関する教育の推進	福祉分野に関する小中学生のボランティア活動を推進します。	視覚障がい者マラソン宮崎大会において、高校生のボランティアを確保しているものの、小中学生に関しては、福祉分野に関するボランティア活動を推進出来ていない。ボランティア活動を推進するのではなく、小中学生に対する障がい理解啓発を推進する必要がある。	D	終了	-
No.90	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	②啓発活動の充実	障がいのある人自身の作品展、発表会等の機会創出に努めます。	心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現を目指して「宮崎市文化芸術基本条例」を施行し、その中の対象に「障がい者」を明文化した。障がいのある人自身の作品展、発表会等の場として、令和3年度に全国障害者芸術・文化祭みやざき大会を開催した。地域活動支援センター(Ⅲ型)の活動に要する費用を一部助成することで、障がいのある人が文化・芸術活動を通じ作品等を作成する環境への支援を実施し、その活動での作品等を展示・発表する機会が創出できている。	B	拡充	令和4年度、第3次宮崎市文化振興計画の中間見直しを行うにあたり、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえた改訂を行い、障がいのある人へ文化芸術活動の機会が創出できるよう計画に盛り込みます。
No.91	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	②啓発活動の充実	「みやざき健康ふくしまつり」等の各種イベントによる啓発を図ります。	福祉まつり、健康まつりとして別々に開催されていたイベントを、平成10年から「みやざき健康ふくしまつり」として開催。保健・医療・福祉の各種団体が連携し、多くの市民の参加により、福祉や健康づくりに理解を深められる場を提供している。	B	継続	「みやざき健康ふくしまつり」等の各種イベントによる啓発を図ります。 ※今後、まつりのあり方について検討予定であるため、今後のまつり開催については未確定である。
No.92	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	②啓発活動の充実	地域での啓発につながる人材の育成に努めます。	ふれあい福祉体験研修事業において、登録講師向けの研修や養成講座を行っている。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年度及び令和3年度は中止となっている。登録講師人数に対して研修参加人数が少ないことが課題である。	C	拡充	研修対象を登録講師全員にするなど、より多く、地域での啓発につながる人材の育成に努めます。
No.93	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	②啓発活動の充実	外見からはわかりにくい障がいや難病等に対する正しい知識や理解が深まるよう努めます。	基幹相談支援センターが実施する研修等の場において、高次脳機能障がいに関する正しい知識や理解の啓発に努めている。また、家族会との意見交換や更正相談所による研修などを通じ、本市として正しい知識の習得や理解に努めている。	B	継続	外見からはわかりにくい障がいや難病等に対する正しい知識や理解が深まるよう努めます。

No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.94	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	②啓発活動の充実	バリアフリーや共生社会に関する理念についての浸透を図ります。	バリアフリーの促進や共生社会に関する啓発については、事業者への補助や市民に対するイベント等の実施により、一定程度の成果が図られているが、更なる理解啓発のため、より幅広く情報発信を行う必要がある。	C	拡充	バリアフリーについて、事業者への補助（スロープ購入費等）を実施します。また、共生社会の実現のため、市民や事業者に対し理解啓発にかかるイベントや研修等を実施します。
No.95	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	②啓発活動の充実	障がいのある人から直接話を聞く機会や、車いす体験等、障がいのある人をより理解するための機会を設けるなど、効果的な手法による啓発活動を推進します。	ふれあい福祉体験研修事業において、車いすの体験や障がいに関する講話を行ってきたが、コロナの影響から受講者が減少し、講師研修も中止となっている。	C	継続	障がいのある人から直接話を聞く機会や、車いす体験等、障がいのある人をより理解するための機会を設けるなど、効果的な手法による啓発活動を推進します。
No.96	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	②啓発活動の充実	障がいのある人への理解のための啓発に幼少期から取り組みます。	民間事業所や学校等に対し、「ふれあい福祉体験研修事業」として、福祉講話や車いす等の体験研修の講師を派遣している。共生社会ホストタウン推進事業等において、あすチャレ！スクールを実施し、市内の小中学校を対象に、元パラリンピックアスリートを招き、障がい者スポーツ体験を行い、理解啓発に務めている。	B	継続	障がいのある人への理解のための啓発に幼少期から取り組みます。
No.97	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	③相互理解・相互交流の推進	障がいのある人とない人がともに交流できる機会や場づくりを支援します。	視覚障害者マラソン大会に協力を支っており、障がいのある人とない人がともに交流できる機会や場づくりを支援している。共生社会ホストタウン推進事業において、障がい者スポーツ体験を実施し、障がいのある人とない人が一緒に活動できる場を整備している。	B	継続	障がいのある人とない人がともに交流できる機会や場づくりを支援します。
No.98	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	③相互理解・相互交流の推進	障がいのある人を支援するボランティアや、障がいのある人が自ら活動するボランティアについて、その活動や交流を支援します。	「宮崎市民活動センター」において、登録団体宛に、補助金・助成金、各種イベントや講座の案内を行っている。市民活動やボランティアに関する講座や、団体設立・運営の相談等の支援、団体とボランティアとのマッチングを行っている。また、交流促進のためのイベント等を開催している。創作的活動や生産活動の場の機会の提供を行うNPO法人に対し、その活動に要する費用の一部を助成している。また、社会福祉協議会との協力体制の下、余暇活動等に伴う外出支援の移動手段として福祉バスの運行しており、市民ボランティア参画のもと実施している。	A	継続	市民活動団体等の育成のため、補助金・助成金、各種イベントや講座の案内や相談等の支援、イベント開催等を引き続き実施します。
No.99	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	③相互理解・相互交流の推進	スポーツや文化活動、ボランティア活動等により、障がいがある人とない人の交流を推進するほか、活動分野が異なるボランティア団体間の相互交流を図ります。	心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現を目指して「宮崎市文化芸術基本条例」を施行し、その中の対象に「障がい者」を明文化した。障がいのある人自身の作品展、発表会等の場として、令和3年度に全国障害者芸術・文化祭みやざき大会を開催した。	B	拡充	令和4年度、第3次宮崎市文化振興計画の中間見直しを行うにあたり、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえた改訂を行い、障がいのある人へ文化芸術活動の機会が創出できるよう計画に盛り込みます。

No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.100	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	③相互理解・相互交流の推進	障がいのある人となない人が参加するイベント等を企画するとともに、内容の充実を図り、効果的な啓発に努めます。	本市において、障がいのあるなしに関わらず参加できるバリアクランシューイベントや、障がい者スポーツ体験等を企画し、共生社会の実現に向けて啓発を行っている。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、イベント等の規模が縮小していることから、今後のイベントの在り方が課題となっている。	C	継続	障がいのある人となない人が参加するイベント等を企画するとともに、内容の充実を図り、感染症防止対策を図りながら、効果的な啓発に努めます。
No.101	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	③相互理解・相互交流の推進	ボランティアを必要とする人とボランティアに関心がある人を繋げるための仕組みの充実を図ります。	災害時に立ち上がる「災害ボランティアセンター本部」は、被災者のボランティアニーズ（屋内外の片付けや避難所における支援等）を把握し、次にそのニーズと市内外から集まってくるボランティア希望者とをマッチングし、被災者の元へボランティアを派遣している。そのマニュアルでは、活動ニーズの優先順位として、「高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者、障がい者世帯の居住地」のボランティアニーズを最優先とすると規定しており、障がい者などへ配慮している。	C	継続	災害時において、特に支援が必要とされる障がい者とボランティアがマッチングされるよう、「災害ボランティアセンター本部」と関係団体や関係機関等の連携の調整を図るとともに、障がい者支援センターを含めた今後の災害時における障がい者等に対する支援のあり方を関係機関とともに検討します。
No.102	基本目標3 ともに支えあうために	(1) 障がいのある人への理解の促進	③相互理解・相互交流の推進	障がいのある人やその家族同士が障がいの種別によらず交流を図ることができるよう支援します。	障がいのある人やその家族同士が障がいの種別によらず交流を図れるよう、共生社会ホストタウン推進事業において、市民に向けた心のバリアフリー研修や障がい者スポーツ体験等を行い、共生社会の実現に向けた理解啓発を行っている。 宮崎市障害者スポーツ大会を開催し、障がいのある人やその家族同士が障がいの種別によらず交流を図っていたが、共生社会ホストタウン推進事業に統合される形で、現在は開催されていない状況である。	C	継続	障がいのある人やその家族同士が障がいの種別によらず交流を図ることができるよう支援します。
No.103	基本目標3 ともに支えあうために	(2) 地域福祉の推進	①地域での交流の促進	障がいのある人が地域住民と交流するために必要な情報が共有できるよう支援します。	各種窓口において、地域活動などに関するチラシ等の設置や、市や社会福祉協議会のホームページなどにより、地域の団体・組織による活動を紹介している。	B	継続	障がいのある人が地域住民と交流するために必要な情報が共有できるよう、共有情報の内容や手段等を検討し、支援します。
No.104	基本目標3 ともに支えあうために	(2) 地域福祉の推進	①地域での交流の促進	障がいのある人が自治会や地域活動、ボランティア活動へ参加しやすいような仕組みづくりを支援します。	「宮崎県自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例」に基づき、支えあい・助け合いの精神を大切にしながら、市民や自治会、地域まちづくり推進員、事業者、市が相互に役割を理解し、協働による取組を推進するため、各種窓口において、地域活動などに関するチラシ等の設置や、市や社会福祉協議会のホームページなどにより、地域の団体・組織による活動を紹介している。	B	継続	障がいのある人が自治会や地域活動、ボランティア活動へ参加しやすいような仕組みづくりを支援します。
No.105	基本目標3 ともに支えあうために	(2) 地域福祉の推進	①地域での交流の促進	地区社会福祉協議会やまちづくり推進委員会等における、障がいのある人となない人との交流を支援します。	地区社会福祉協議会を中心に、「見守りネットワーク活動」の推進を行っており、一人暮らし等の高齢者世帯・寝たきり高齢者・障がい児者やその介護者などに対し、住民相互のつながりによって声かけや訪問など個々の見守り活動を結び、課題の早期発見に努めている。	B	継続	地区社会福祉協議会やまちづくり推進委員会等における、障がいのある人となない人との交流を支援します。



No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.106	基本目標3 ともに支えあうために	(2) 地域福祉の推進	①地域での交流の促進	障がいのある人に対する地域のバリアフリー情報やイベント情報等の発信を支援するほか、障がいのある人自らが積極的に地域との交流を図ることができるよう支援します。	宮崎県において、県内施設のバリアフリー情報を掲載した「アクセシビリティマップ」をインターネット上で公開している。地域のバリアフリー情報については、バリアフリートイレ、オストメイト対応トイレ、ユニバーサルシートを設置している市の所管施設の情報を集約し、ホームページにて公開する予定である。	B	継続	障がいのある人に対する地域のバリアフリー情報やイベント情報等の発信を支援するほか、障がいのある人自らが積極的に地域との交流を図ることができるよう支援します。
No.107	基本目標3 ともに支えあうために	(2) 地域福祉の推進	②地域での支えあいの推進	地域で活動するボランティア団体の育成、活動への支援を図ります。	「宮崎市民活動センター」において、登録団体宛に、補助金・助成金、各種イベントや講座の案内を行っている。市民活動やボランティアに関する講座や、団体設立・運営の相談等の支援、団体とボランティアとのマッチングを行っている。また、交流促進のためのイベント等を開催している。	A	継続	市民活動団体等の育成のため、補助金・助成金、各種イベントや講座の案内や相談等の支援、イベント開催等を実施します。
No.108	基本目標3 ともに支えあうために	(2) 地域福祉の推進	②地域での支えあいの推進	地域交流の充実によって住民同士の助けあいができる土壌づくりを支援します。	公立公民館等が開催する講座や地区文化祭、公立公民館等の登録団体の社会教育活動等を通じて、地域住民の交流が図られ、顔の見える関係を構築している。地域自治区ごとの地域まちづくりの将来像である「地域魅力発信プラン」の実現に向け、地域住民のまちづくりへの参画を促し、地域への愛着や関心を高めるとともにまちづくりの継続性を構築している。	B	継続	地域交流の充実によって住民同士の助けあいができる土壌づくりを支援します。
No.109	基本目標3 ともに支えあうために	(2) 地域福祉の推進	②地域での支えあいの推進	自治会や地区社会福祉協議会、まちづくり推進委員会等の取組みを支援します。	自治会・まちづくり推進委員会の取組み 地域の課題解決に向けて取組む各地域まちづくり推進委員会に対して、地域コミュニティ活動交付金を交付し、住民主体のまちづくりを推進している。 地区社会福祉協議会などが地域において見守り活動等を行っている。	B	継続	自治会や地区社会福祉協議会、まちづくり推進委員会等の取組みを支援します。
No.110	基本目標3 ともに支えあうために	(2) 地域福祉の推進	②地域での支えあいの推進	災害時要援護者個別避難支援計画の策定を含め、地域での災害時要援護者の支援体制づくりを支援します。	避難行動要援護者名簿の共有や個別避難支援計画書の作成を通じて、地域での避難支援体制の構築に取り組んでいる。	C	拡充	災害対策基本法に改正により、避難行動要援護者に個別避難計画の作成が市町村へ努力義務化されたことから、作成された個別避難計画をより実効性の高いものとするため、避難支援等関係者や関係各課の役割を明確にし、地域での取り組みに対しての支援を行います。
No.111	基本目標3 ともに支えあうために	(2) 地域福祉の推進	②地域での支えあいの推進	地域の中での障がいのある人や災害時要援護者の情報について、地域との情報共有を図ります。	平成26年の災害対策基本法の改正により、自力での避難が困難な方を避難行動要援護者と定義し、協定を締結している地域の避難支援等関係者に提供し、平常時から避難支援体制の構築を行っている。	B	継続	全地区と契約締結をしているため、今後も地域との情報共有を進めます。
No.112	基本目標3 ともに支えあうために	(3) 福祉を担う人づくり	①人材の育成と確保	地域において身近な交流や支援を担う人材の育成に努めます。	ふれあい福祉体験研修事業において、登録講師向けの研修や養成講座を行っている。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年度及び令和3年度は中止となっている。登録講師人数に対して研修参加人数が少ないことが課題である。	C	拡充	研修対象を登録講師全員にするなど、より多く、地域での啓発につながる人材の育成に努めます。

No.	基本目標	施策の柱	施策	現計画の取組み	実施状況・課題	進捗度 評価	次期計画の 方向性	次期計画の取組み
No.113	基本目標3 ともに支えあうために	(3) 福祉を担う人づくり	①人材の育成と確保	障がい福祉に携わる職員の労働環境の改善を促すとともに、人材の資質の向上に努めます。	障がい福祉の現場における生産性向上、労働環境の改善を促すため、ロボット技術やICTを導入する事業所に対し補助事業を実施した。また、職員の賃金改善や資質向上、キャリア形成に資する処遇改善加算等の所得について事業所に対し周知等を実施した。一方で、障がい福祉に携わる人材の確保や資質の向上には課題が見られる。	B	継続	障がい福祉に携わる職員の労働環境の改善を促すとともに、人材の資質の向上に努めます。
No.114	基本目標3 ともに支えあうために	(3) 福祉を担う人づくり	①人材の育成と確保	福祉・保健・医療・教育・地域等多くの分野の人材が交流する機会を設けることで、人材の資質の向上を目指します。	自立支援協議会において、様々な分野の人材が地域の課題を共有し、解決に向けて取り組みを進めている。また、障がい種別に関わらない総合的な相談窓口として宮崎市基幹相談支援・虐待防止センターを設置し、状況に応じて、関係機関との協議や検討、あるいは研修等の場などを設けることで情報共有や連携確認を行っている。また、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制（地域生活支援拠点等）を構築した。	B	拡充	地域生活支援拠点等が担う機能の強化を図るとともに、福祉・保健・教育等の関係機関との協力・連携を継続しながら、支援体制の強化に努めます。
No.115	基本目標3 ともに支えあうために	(3) 福祉を担う人づくり	①人材の育成と確保	障がい福祉に携わる専門職員等の障がいのある人への理解がさらに深まるよう、各種研修の充実や障がいのある人及びその家族との交流に努めます。	基幹相談支援センターが実施する研修等の場において、障がいに関する正しい知識や理解の啓発に努めている。また、家族会との意見交換や更正相談所による研修などを通じ、本市として正しい知識の習得や理解に努めている。	B	継続	障がい福祉に携わる専門職員等の障がいのある人への理解がさらに深まるよう、各種研修の充実や障がいのある人及びその家族との交流に努めます。
No.116	基本目標3 ともに支えあうために	(4) ネットワークの強化	①関係機関の連携強化	相互連携のきっかけとなる機会の提供を図ります。	宮崎市障がい者施策推進協議会において、各種団体から委員として出席してもらい、障がい福祉を取り巻く諸問題に対する意見交換や、課題解決に向けた取組を行っている。	A	継続	相互連携のきっかけとなる機会の提供を図ります。
No.117	基本目標3 ともに支えあうために	(4) ネットワークの強化	①関係機関の連携強化	福祉・保健・医療・教育・地域等、さまざまな分野における連携体制の構築に努めます。	宮崎市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会や宮崎市障がい者差別解消支援地域協議会においては、福祉分野に限らず、医療分野や地域分野の団体も参画し、専門的な知見から幅広い意見を募り課題解決に向けて議論を行っている。	A	継続	福祉・保健・医療・教育・地域等、さまざまな分野における連携体制の構築に努めます。
No.118	基本目標3 ともに支えあうために	(4) ネットワークの強化	①関係機関の連携強化	連携に必要な障がい者団体や関係機関の情報提供を行います。	令和4年度より、年に一度発行している障がい者福祉ガイドブックに障がい者団体の一覧を掲載している。関係機関についても、必要に応じて問い合わせ先等をガイドブックに記載している。	A	継続	連携に必要な障がい者団体や関係機関の情報提供を行います。
No.119	基本目標3 ともに支えあうために	(4) ネットワークの強化	①関係機関の連携強化	宮崎市障がい者施策推進協議会や宮崎市自立支援協議会等、各種協議会等の充実や機能強化に努めます。	各種会議においては、必要に応じて開催し、障がい福祉の諸問題について議論を行っている。	A	継続	宮崎市障がい者施策推進協議会や宮崎市自立支援協議会等、各種協議会等の充実や機能強化に努めます。
No.120	基本目標3 ともに支えあうために	(4) ネットワークの強化	①関係機関の連携強化	障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人に対する虐待防止に関して、関係機関等の連携を図ります。	宮崎市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し、関係機関等の連携に努めている。	A	継続	障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人に対する虐待防止に関して、関係機関等の連携を図ります。